

◎新潟県告示第1042号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年10月3日

新潟県新潟地域振興局長

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県新潟市西蒲区間瀬字磯山7479の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）